

宇都宮市「市民活動団体応援助成金制度」よくあるご質問

項目	No.	ご質問	回答
制度概要	1	市民活動団体応援助成金の目的を教えてください。	新型コロナウイルス感染症の影響を受け、事業や活動を停止している市民活動団体に対して、事業の継続や活動を支援する市独自の制度であります。
	2	市民活動団体とはどのような団体か教えてください。	営利を目的としない、市民が自主的に行う、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動を行っている任意の団体です。（法人は除く。）
	3	対象にならない団体はありますか。	・政治、宗教に関する活動を行っている団体は対象になりません。その他、企業、NPO法人など、法人格を有する団体は対象になりません。 ・その他、申請時点で設立後1年未満の団体は対象になりません。
	4	対象となる要件を具体的に教えてください。	交付要領（パンフレット）をご参照ください。
	5	支給金額を教えてください。	
	6	助成金は複数回受けられますか。	本助成は、1団体につき1回です。
	7	収入が少なくても助成を受けることができますか。	2019年決算において、年間の収入が5万円以上ある団体が対象となります。
	8	団体の収入とはどのようなものですか。	団体の活動の必要となる収入とは、会費、寄付、事業による収入等となります。
	9	規約、会則を作らず活動を行っていますが、本申請にあたり、規約、会則の提出は必要になりますか。	団体の設立目的や活動している内容、実態等を確認するため、団体の規約、会則が必要となります。
	10	団体の活動実態がわかる活動チラシやパンフレットを作成していない場合は申請できますか。	団体の活動実態を確認するため、その他活動がわかるもののご提出をお願いします。
	11	公益的な活動とはどのような活動か教えてください。	不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動になります。
	12	2020年は前年とは違う月に収入があるため、収入が20%以上減少しているのですが、この場合、申請の対象になりますか。	本制度は、新型コロナウイルス感染症の影響により会費収入が見込めず活動できない団体に対して支援するものであり、今後収入が見込める場合は、本制度の対象になりません。
	13	決算書を作成していない場合はどうすればいいですか。	活動の実態を把握することから、決算書の作成をお願いしております。

申請関係	1	申請書の提出にあたり、郵送方法に指定はありますか。	特に指定はありません。令和3年1月15日までに郵送（申請の受付は、当日消印有効とします。）
	2	申請書を印刷できない場合や地区市民センターなどにいけない場合、郵送してもらうことは可能ですか。	申請書等の郵送による送付は対応しておりません。市ホームページから印刷していただくか、お近くの地区市民センター等をご利用ください。
	3	申請書を市役所や地区市民センターに持ち込むことはできますか。	新型コロナウイルス感染症予防のため、郵送による提出にご協力ください。（市民まちづくり部みんなでまちづくり課まで）
	4	一度提出した申請書類は、返却してもらえますか。	一度提出した書類は、原則、返却しませんので、必要があれば申請書等の写しを保管してください。
	5	申請書類の提出に係る郵送料は、事業者が自己負担しなければならぬですか	郵送料は、申請者による負担となります。
	6	個人名義の金融機関口座に振り込んでいただくことはできますか。	本制度は、市民活動団体への支援となりますので、個人名義ではなく、申請団体名義の口座への振込となります。団体口座がない場合は、金融機関での口座開設をお願いしております。
	7	申請後、助成金の振込までの期間はどのくらいですか	可能な限り、速やかな手続きに努めてまいります。
	8	「市民活動団体応援助成金」が助成されるかどうか、どのように通知されますか	助成対象となった方には、助成金の振込をもって通知に代えさせていただきます。支給対象にならなかった方のみ、書面により、その旨通知させていただきます。
その他	1	振込先の金融機関に指定はありますか	指定はありません。
	2	振込手数料はかかりますか	申請者に振込手数料のご負担をお願いすることはありません。
	3	ネットバンキングを振込先とする場合、通帳の写しはどうしたらよいですか	ネットバンキングの金融機関名・支店名、名義人、口座番号が表示されたページの両面コピー等を提出してください。
	4	他で助成金を受けている場合、本制度を申請することはできますか。	他で助成金を受けていても、本制度を申請することは可能です。ただし、既に受けている助成金の窓口に、本制度を受けても支障がないか確認してください。